令和６年（行ウ）第６２号　行政文書不開示処分取消等請求事件（第１事件）
令和６年（行ウ）第６３号　保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第２事件）

原告準備書面（４）要旨
―第１事件について不開示処分の取消請求についての原告の主張―

２０２５年2月２８日

東京地方裁判所民事第３８部Ｂ２係　御中

第１事件及び第２事件原告ら訴訟代理人兼第１事件原告
弁護士　　米　　倉　　洋　　子

この準備書面⑷では、第１事件すなわち情報公開請求に関する事件のうち、不開示処分の「取消請求」について、原告の主張、及び被告に対する反論をいたします。

１　公文書管理法、ガイドライン、各行政機関の行政文書管理規則について

公文書管理法の１条は、この法律の目的について、国民主権の原理から、主権者である国民が国の活動の記録を主体的に利用できるようにすることだとしており、まさに情報公開請求の前提となる法律です。そして同法４条は、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程…」についても「合理的に跡付け又は検証することができるよう」、行政機関の職員に文書の作成を義務付けています。

また、公文書管理法を受けて「公文書管理ガイドライン」が制定されましたが、２０１７年、その大幅な改正がなされました。その中でも特筆すべき改正は、「通常は１年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については１年以上の保存期間を設定する」というものです。このガイドラインに基づき、

本件で問題となる内閣官房および内閣府本府それぞれの行政文書管理規則にも、同じ条項が盛り込まれました。

本件では、任命拒否の理由も経緯も全く明らかにされていませんが、公文書管理法上、政府はまさに「経緯も含めた意思決定に至る過程」が検証できる行政文書の作成義務があるのです。また、本件任命拒否は違法・違憲であり、しかも政府の確立した法解釈を変更してなされた過去に前例のない意思決定ですから、まさに「重要」かつ「異例」な事項であり、政府が任命拒否に関する行政文書の保存義務を負っていることは明らかです。

２　内閣官房・内閣府の文書作成・保存・管理義務について

内閣官房・内閣府の文書作成・保存・管理義務に関する被告の主張は、原告が求釈明をするたびに二転三転したと言わざるを得ませんが、結論として被告は、

①内閣総理大臣にも内閣官房副長官にも行政文書作成義務がある

②彼らが作成・取得した文書は原則として内閣府大臣官房長が「総括文書管理者」として管理する義務がある。ただし、内閣官房副長官の作成した文書は内閣官房内閣総務官が管理する場合がある

ことを認めました。

とりわけ本件では、杉田内閣官房副長官が菅内閣総理大臣に「第２事件原告ら６名を外す旨相談」し、菅内閣総理大臣がそれを「了承することを直接判断した」ということですから、彼らに「相談」や「判断」の内容を明らかにする行政文書の作成義務があることは当然です。

また、その「相談」や「判断」には、特定の６名を排除する根拠となる資料が不可欠であり、こうした資料がある時点で存在した事実を否定することはできません。こうした資料も「行政文書」であり、被告に保存義務があることは明らかです。

さらに、内閣府大臣官房は、総理大臣が本件任命拒否の判断をする前に、甲Ａ５６～５８号証のとおり、任命拒否された６名のリストを添付した「説明資料」を自

ら作成したことを認めました。また、学術会議が会員候補者を選考中の時期、日本学術会議事務局が、「任命権者側」から２０２０年６月１２日付の６名のリストを受領したことが明らかになっています。被告には、これらの文書を作成あるいは受領した経緯を、行政文書として記録し、保存する義務があることも明らかです。

３　文書の「不存在」を理由とする不開示処分の違法性

本件で全ての処分庁は、任命拒否の理由のわかる文書は「物理的不存在」であるとして不開示決定をしました。そして被告は、沖縄密約事件の最高裁平成２６年７月１４日判決を引用し、文書の存在の立証責任は原告にあると主張しています。

しかし、この最高裁判決の事案は、公文書管理法の施行以前のものです。公文書管理法が施行されている下では、行政機関は法令上の義務を履行していることが前提となります。したがって原告が、当該行政機関に行政文書の作成・保存の義務が課されていること、あるいは当該文書が行政機関の意思決定に不可欠であることを主張立証すれば、被告が文書を保有していることは推認されます。

そもそも前記最高裁判決の事案は、日米間の「密約」とされる外交文書という特異な内容・性質の文書であり、不開示決定時までに４０年近くが経過し、文書の保管も通常とはかけ離れた状況の下で行われたものでした。これに対して本件は、通常の行政手続の中で行われ、不開示決定は菅内閣総理大臣の意思決定から１年以内に行われており、沖縄密約事件のような特異性は全くありません。

したがって、本件では、被告が「違法に文書作成義務を履行しなかったこと」又は「文書を移管又は廃棄したこと」を主張立証しない限り、行政文書の存在は推認され、被告がその主張立証をしていない以上、文書の不存在を理由とする本件各不開示処分は取り消されるべきです。

４　一部不開示処分の違法性

⑴　被告は、情報公開訴訟では、不開示事由に該当する具体的な情報が明らかにさ

れてはならないから行政機関の長には幅のある判断が許容されているとして、本件で問題となる情報公開法５条６号ニについていえば、「人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」における「支障」や「おそれ」の司法審査は、類型的・一般的・抽象的な判断でよいと主張しています。

しかし、情報公開法５条は「原則開示」を宣言しています。そして最高裁平成２３年１０月１４日判決も、不開示事由についての行政裁量を明確に否定し、詳細な事実認定を行った上で該当性を判断しています。

したがって、被告の上記主張は誤りであり、司法審査は、「支障」が具体的にあるのか、「おそれ」は法的保護に値する蓋然性があるのか、詳細な事実認定が必要です。

⑵　本件では、内閣府大臣官房長が開示した文書の１頁目右上の「…への説明資料…」の前後の部分や、日本学術会議事務局長が開示した文書の１頁目右上部分などが、黒塗りのまま残っています。これらは「説明の相手方」である「特定の官職にある者」とのことですが、被告は、それが誰かが明らかになると「人事の一連のプロセス」が明らかになり、その者に対する「様々な働き掛け」が行われ、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるなどと主張しています。

しかし、人事のプロセスが明らかになることがなぜいけないのか、誰がどんな「働き掛け」をし、どんな「支障」が想定されるのかは、全く具体的に主張立証されていません。したがって、上記の一部不開示処分は法５条６号ニの要件に該当せず、取り消されるべきです。

以上